

通常総会の開催

通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければなりません。多くの組合は通常総会の開催時期については、確定申告書の提出期限と合わせて「毎事業年度終了後2か月以内」と規定しています。

○通常総会の開催時期については、商店街振興組合法に特段の規定はありません。決算関係書類の作成に時間を要す等の事由により事業年度終了後から2か月以内の通常総会開催が困難な場合は、最長で「毎事業年度終了後3か月以内」と定款で定めることも可能です。

○総会の議決事項には、法定議決事項と任意議決事項があります。

① 法定議決事項

組合員の利害に重要な関わりがあるため、必ず総会の議決を要すると商店街振興組合法で定められた事項です。

② 任意議決事項

組合が定款で総会の議決を要すると定めた事項及び理事会において総会の議決をとるべきであると判断された事項です。

○議決の方法には、普通議決と特別議決があります。

① 普通議決

出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決します。特別議決は、法により総組合員の半数以上の出席が定足数となっていますが、普通議決には特段の規定はなく、定款で定めることとされています。多くの組合は、普通議決についても特別議決と同様に、総組合員の半数以上の出席を定足数と規定しています。

② 特別議決

総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とします。組合の組織運営に関する重要事項の決定には、より多くの組合員の同意がなければ認めないこととしています。

○通常総会における主な議決事項は次のとおりです。

(1) 毎事業年度必要な議決事項

【法・普】 事業報告書及び決算関係書類承認の件

【法・普】 事業計画、収支予算並びに経費の賦課徴収方法決定の件

【任・普】 借入金残高の最高限度決定の件

【法・普】 役員報酬決定の件

(支給するか否か、支給する場合は理事及び監事を区分して報酬額を記載)

(2) 【法・普】 役員改選期に必要な議決事項

選挙制の場合：理事及び監事選挙の件（又は役員選挙の件）

選任制の場合：理事及び監事候補者承認の件（又は役員選任の件）

(3) 【法・特】 定款変更を行う場合に必要な議決事項

① 定款（一部又は全文）変更の件

② 定款変更認可申請における字句の一部修正委任の件

(4) その他

【法・普】 規約の設定（又は変更、廃止）の件

【任・普】 手数料の最高限度決定の件

【任・普】 加入手数料決定の件

【任・普】 加入金額決定の件

【任・普】 取引金融機関変更（又は追加）の件

【任・普】 剰余金の配当の件

【任・普】 1組合員に対する貸付金（手形の割引を含む。）残高の最高限度の件

【法・特】 組合員の除名の件

【法・特】 組合の解散（又は合併）の件

※ 法 … 法定議決事項 任 … 任意議決事項

普 … 普通議決 特 … 特別議決

○役員改選期には、総会終了後に理事会を開催し、代表理事（理事長）をはじめとする役付理事の選定を行います。なお、副理事長を2人以上置く組合は、副理事長の順位についても理事会において定める必要があります。